

★ **H23年4月1日以降の出産に係る出産育児一時金の支払方法に、「受取代理制度」が新たに追加されます。**

★ **支給額は、引き続き42万円(または39万円)のままとなります。**

◇ 受け取り方は、4つの方法からいずれか1つを選択します。

① 出産後に被保険者がジェイティ健保に請求し、一括で受け取る。

② ジェイティ健保にある「出産費資金貸付制度」を事前に申請し、28万円を借りて、残金を後日請求することで受け取る。

③ ジェイティ健保から出産した医療機関等に直接支払いをして、受け取る。

※受け取れる金額未満の場合には、後日差額を請求することで受け取れる。

New ④ 小規模の診療所や助産所で出産したとき、出産費用の受け取りを出産する医療機関等に委任することにより、ジェイティ健保からは医療機関等へ直接支払いをして、受け取る。（『受取代理制度』）

※『受取代理制度』は厚生労働省に届出をした医療機関等が対象となるため、利用を希望する場合には、出産予定の医療機関等の相談窓口にご確認ください。

※詳細は、ジェイティ健保ホームページ『人生・生活転機の時一子どもが誕生』参照願います。